

お客様各位

『注解 鉄道六法〔令和7年版〕』の内容誤りのお詫びと訂正

『注解 鉄道六法〔令和7年版〕』において、記載事項に誤りがございました。お客様には、ご迷惑をおかけいたしましたして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所		訂正前	訂正後
書籍頁数	該当箇所		
3頁	第8条 委任 二項の「国土交通 省令」	= <運転の安全の確保に関する省令>	= <鉄道に関する技術上の基準を定める省令>
4頁	第10条 委任 二項の「国土交通 省令」	= <運転の安全の確保に関する省令>	= <鉄道に関する技術上の基準を定める省令>
4頁	第11条 委任 二項の「国土交通 省令」	= <運転の安全の確保に関する省令>	= <鉄道に関する技術上の基準を定める省令>
4頁	第13条 委任 一項の「国土交通 省令」	= <運転の安全の確保に関する省令>	= <鉄道に関する技術上の基準を定める省令>
5頁	第14条 委任 二項の「国土交通 省令」	<運転の安全の確保に関する省令>	= <鉄道に関する技術上の基準を定める省令>